

政 法 第 4 1 9 9 号
答 申 第 4 2 3 号
平 成 2 8 年 3 月 3 1 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年8月27日付け女サ第210号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第532号

平成25年8月12日付けで異議申立人から提起された、平成25年8月5日付け女サ第194号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成25年8月5日付け女サ第194号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由及び意見書

異議申立ての理由及び意見書の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、平成25年7月5日付けで、『千葉県女性サポートセンター業務マニュアル』（以下「本件マニュアル」という。）において、『配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書』（以下「証明書」という。）を来所相談の事実だけで発行する旨記載した部分。（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。これに対し、千葉県知事は、平成25年8月5日付けで本件決定をした。

(2) 本件決定の根拠は、千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）第8条第6号に該当し、その理由は、本件請求文書を開示することが「支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながるものであり、被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうため、千葉県女性サポートセンター（以下「センター」という。）の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、これは以下のとおり、本件請求文書を不開示とする理由とはならない。

「証明書を来所相談の事実だけで発行する旨記載した部分」を公開することは、支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながるものではない。

そもそも、本件請求の対象は本件マニュアルの一部である。本件マニュアルの一部を開示することが、「個別事案の支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながる」ことなど、物理的にありえない。

本件マニュアルの一部を開示することにより、「被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なう」などとは、論理の飛躍も甚だしい。

証明書を来所相談の事実だけで発行することは、平成20年5月9日付け府共発第199号内閣府男女共同参画局推進課長発各都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長あて通知（以下「局課長通知」という。）により国民に明示されている。本件請求文書は、局課長通知を即地化しているに過ぎず、この面からも、これを不開示とすることは全く意味がない。

さらに、証明書を来所相談の事実だけで発行することは、異議申立人が別途開示請求し、総合企画部男女共同参画課が開示した「配偶者暴力相談支援センターにおける相談等にかかる証明の事務処理基準」(以下「処理基準」という。)に明記され、業務遂行に当たっての考え方や手順などが詳細に記載されているので、本件対象文書を不開示とする理由とはならない。

- (3) 本件決定について、実施機関は標準処理日数を超過したにもかかわらず、開示請求者には何の連絡もなかったため、8月8日に電話により総務部政策法務課情報公開・個人情報センターに進捗状況を確認したところ、不開示決定通知書は8月9日に到達した。このようなことは許されるものではない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る処分について

平成25年8月5日付け女サ第194号により実施機関が行った本件決定

2 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し平成25年7月5日付けで本件請求をした。

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書を本件マニュアルのうち証明書を来所相談の事実だけで発行する旨記載した部分(以下「本件対象文書」という。)と特定し、平成25年8月5日付け女サ第194号により本件決定を行った。

3 本件対象文書の内容

本件マニュアルは、センターにおいて職員の業務遂行のための心覚えとして利用するため、支援の詳細かつ具体的な情報を掲載した内部資料である。

このうち証明書発行にかかる記述箇所は、センターで発行する証明書の具体的な事務手続などを記している。

なお、証明書は、配偶者暴力相談支援センター等において行った相談の有無等の事実に関する事項を証明するものであり、相談者等からの申請に基づき発行され、自立支援のための諸手続を行う場合に利用される。

4 不開示の理由について

条例第8条第6号該当性について

センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援を行う専門機関であり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)において、特に被害者の心身の状況等に配慮した安全の確保及び秘密の保持が義務付けられているのであり、本件対象文書を開示することは、支援の詳細かつ具体的な情報の開示につながるものであり、被害者の加害者からの追求にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうため、センターの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、本件マニュアルの一部部分を開示することが、個別事案の支援の詳細かつ具体的な情報開示につながるなど物理的にありえず、また、本件マニ

マニュアルの一部を開示することにより、被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうなどということは、論理が飛躍するので、条例第8条第6号に該当しない旨主張する。

実施機関において本件対象文書を不開示とするのは、事務処理方法が明らかになることによって個別事案への対応も容易に推測されるなど支援の詳細かつ具体的な情報開示につながるおそれがあり、また、本件対象文書を公にすること自体、センターにおける具体的な対応の流れや支援方法等の情報が加害者にも明らかにされる可能性があることを示唆し、今後相談しようとする者がこれに躊躇するなどを招くおそれがあるためである。

- (2) 異議申立人は、証明書を来所相談の事実だけで発行することは、関係省庁からの通知に依拠して実施されており、このことは国民に明示されており、本件対象文書は、当該通知を即地化しているに過ぎず、この面からも、これを不開示とする意味がない旨主張する。

しかしながら、局課長通知は都道府県に対する地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言としての位置付けを有するものであり、本件対象文書は、これら通知を参考にしつつ実施機関が独自の判断により作成したものである。したがって、これら通知が公になっており、国民周知の事実であるとしても、本件対象文書の内容が公になっているとはいえない。

- (3) 本件対象文書は、証明書発行の申請者への対応方法などセンター職員の証明書発行にかかる業務遂行に当たっての考え方や手順など具体的な支援の詳細部分を含むものであり、配布する対象者はセンター職員に限定し、取扱注意としているものである。

本件対象文書を公にすることは、被害者にとっては、センターにおける具体的な対応の流れや支援方法等の情報が加害者にも明らかにされることとなり、被害者の加害者からの追及にかかる不安を高めるとともに、被害者からの信頼を著しく損なうため、被害者の相談及び一時保護並びに加害者への対応に関する業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第8条第6号に該当する。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査・審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、第3実施機関の説明要旨の1及び2のとおりである。
- (2) これに対し、異議申立人は、平成25年8月12日付けで、本件決定に係る処分
の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、異議申立人が開示請求書において、「本件マニュアルにおいて」と限定していることから、本件マニュアルのうち証明書発行にかかる記述箇所であると

認められる。

3 本件決定の不開示の理由について

(1) 条例第8条第6号該当性について

当審査会の調査によると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援については、DV防止法第3条第1項により、都道府県が適切な施設でその機能を果たすこととされ、千葉県では配偶者暴力相談支援センターとして、センター、男女共同参画センター及び13か所の健康福祉センター（保健所）、計15機関がその機能を担うことになっている。

また、配偶者暴力相談支援センターはDV防止法第3条第3項の規定により、相談業務、心身の健康を回復させるための指導、緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための援助、保護命令の制度の利用についての援助及び被害者を居住させ保護する施設の利用に関する業務を行うものとされている。千葉県においては、女性のための電話相談・面接相談、法律相談・心と体の健康相談等を上記15機関で行っているが、緊急の避難（一時保護）業務についてはセンターだけが365日24時間相談電話を受け付け、必要に応じて相談者等を一時的に保護している。

DV加害者等から被害者を保護することは、被害者との絶対的な信頼関係が必要であり、被害者の情報だけでなく、その支援方法や内容も含め、被害者に関わることになる情報等の徹底的な秘匿が求められるため、例えばセンターを除いた各機関は、それぞれ所在地が記載・公表されているが、センターの所在地は一切公表されておらず、緊急の避難に関しての内容、手続等も公表されていない。

しかし、このような配慮をしても、配偶者の暴力から逃れるため一時的に保護された被害者の所在がほんの少しの情報から明らかになり、その結果、重大な事件に発展した例もある。

このように、センターはその業務執行に関する情報の取扱いには、非常に緻密な用心深さが要求されている。

そして、本件マニュアルに記載されている内容は、個々の構成部分が全体として有機的に一体となって、そのような特殊な業務の手続、手順等を示すものであり、構成部分の一部であったとしても、そこから個別の支援内容や今後の支援手続が類推されるおそれがあると言える。

相談しようとする者にとってみれば、情報開示の結果によっては、個別の支援内容等が明らかになる可能性があるというのであれば、相談を躊躇することなどが予想され、センターと被害者との信頼関係を毀損するおそれがあるものというべきであり、実施機関の主張するとおり、本件対象文書に記載された情報は公にすることによりその事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第8条第6号に該当すると認められる。

(2) 局長通知による開示について

異議申立人は、証明書を来所相談の事実だけで発行することは、局課長通知により国民に明示されているから、本件対象文書は開示されるべきであると主張する。

しかし、本件対象文書は局課長通知を参考にセンターが独自に作成したものであり、局課長通知が公になっていることをもって本件対象文書が公になっているというものではない。また、本件対象文書は本件マニュアルを構成する一部であり上記（１）のとおり、これを開示することは、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第８条第６号に該当する。

（３）処理基準が開示され、本件対象文書が開示とされたことについて

異議申立人は、処理基準には、証明書を来所相談の事実だけで発行することが記載されているから、本件対象文書を不開示とする理由と矛盾すると主張する。

しかし、処理基準は総合企画部男女共同参画課が、配偶者暴力相談支援センターの主務課として、処理基準のみ単独で各配偶者暴力相談支援センターへ通知しているものであって、配偶者暴力相談支援センターの他の支援業務と一体となっているものではない。

上記（１）のとおり、本件対象文書は本件マニュアルを構成する一部であり、処理基準とはその役割や性格が異なるのであるから、処理基準が開示され、本件対象文書が開示とされることに矛盾はない。

４ 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件決定が標準処理期間を超過した旨主張するが、審査会において本件決定が条例上の期間内に行われたことを確認した。また、異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

５ 結論

以上のとおり、実施機関の不開示決定は妥当である。

第５ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
H 2 5 . 8 . 2 7	諮問書の受理
H 2 5 . 9 . 2 6	実施機関の理由説明書の受理
H 2 5 . 1 0 . 7	異議申立人の意見書の受理
H 2 7 . 7 . 2 9	審議
H 2 7 . 9 . 3 0	審議
H 2 7 . 1 0 . 2 9	審議
H 2 7 . 1 1 . 2 5	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)